

改正省エネルギー法の概要について

1 省エネ法の概要（P 2、3）

エネルギーの使用の合理化に関する法律が改正され、平成22年4月1日に施行されたことに伴い、県は、同法の「特定事業者」として、年平均1パーセント以上の省エネルギーを行うことが義務付けられることとなりました。

今後、同法を遵守するため、各施設においても強力に省エネルギーを推進する必要があります。

2 法定手続き等（P 4、5）

県においては、事業者として、省エネ法に準拠して省エネに関する組織・計画の整備や、エネルギー使用機器の省エネマニュアル（管理標準）等の作成を行う必要があります。

3 県庁舎のエネルギー使用状況と省エネの取り組み（P 6、7）

県庁舎のエネルギー使用状況は、遞減しています。

エネルギー使用量は、気象条件や、庁舎の利用状況により、大幅な変動を余儀なくされるため、省エネルギー施策に対して定量的に効果を把握することは困難ですが、取り組みの一例として紹介します。

※ 資料の出所は、いずれも下記アドレスの省エネルギーセンターHPから入手できます。

<http://www.eccj.or.jp/index.html>

1 省エネ法の概要

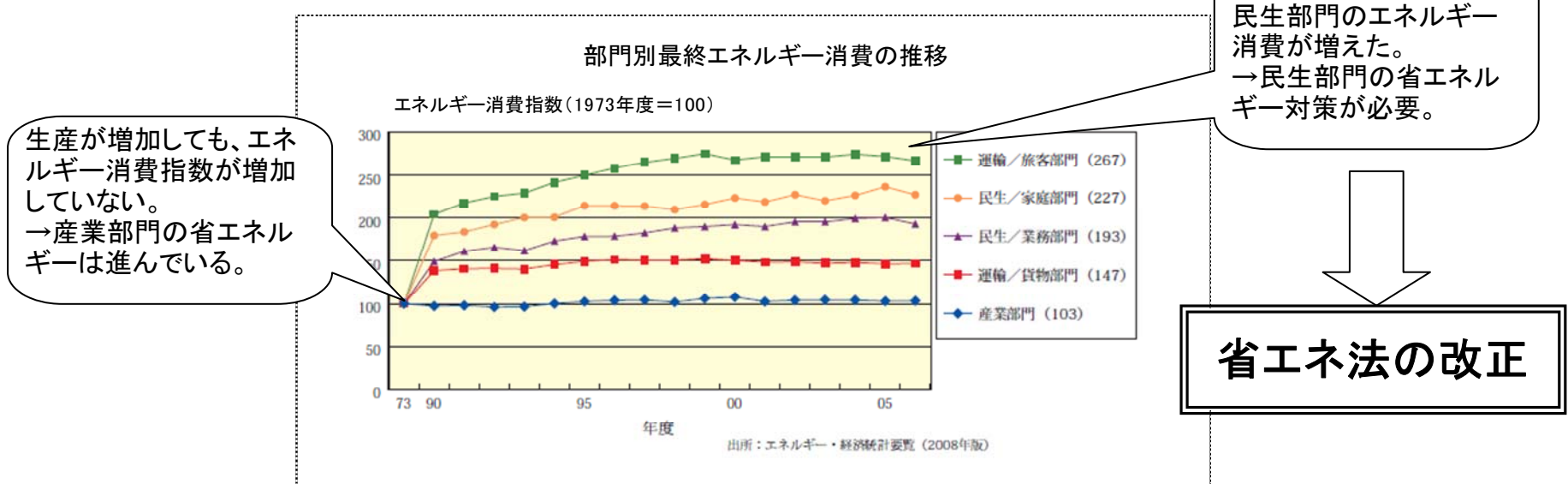
(1) 省エネルギー法の経緯

石油危機を契機として、昭和54年に

- ① 内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため
- ② 工場、輸送、構築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることを目的に制定。

(2) 省エネルギー法改正の背景

部門ごとの最終エネルギー消費量の推移をみると、産業部門が横ばいで推移する一方、民生部門は大幅に増加している。



(3) 改正省エネ法の規制対象

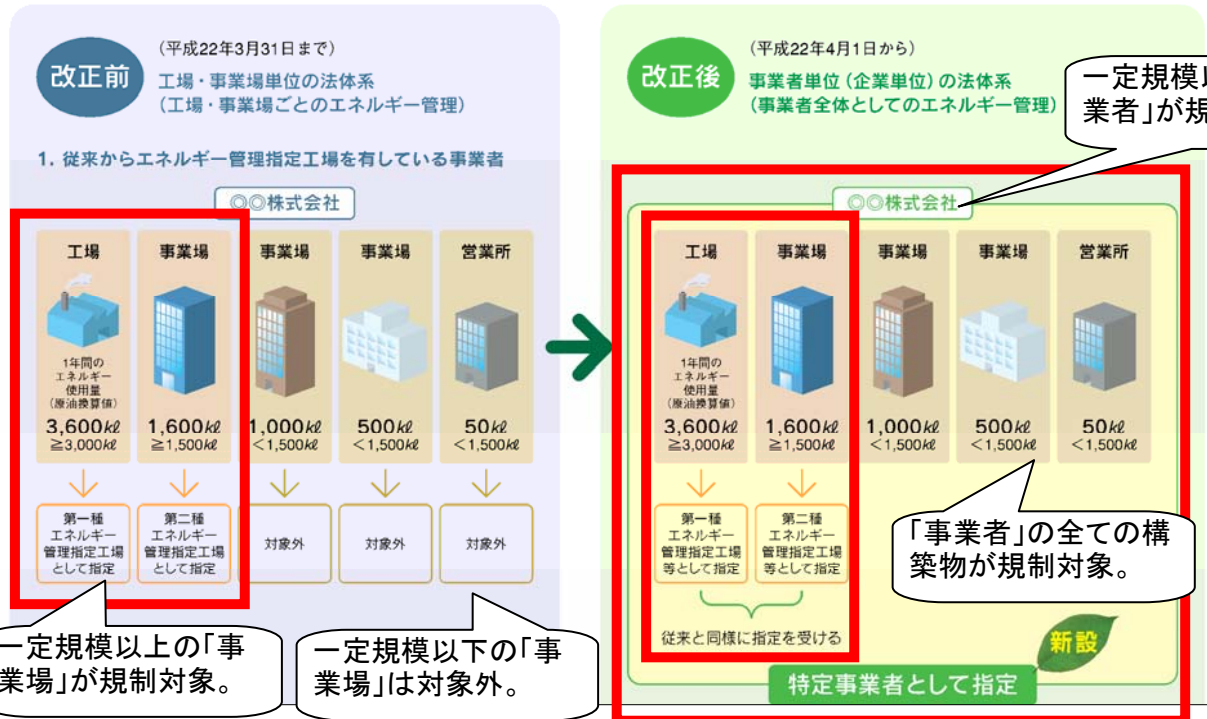
今般の改正において、法の規制対象は「事業場」から「事業者」へと拡大され、これに伴い、県（知事部局）の各施設も規制対象となりました。

4. どのような事業者が規制の対象になりますか？

事業者単位（企業単位）で一定規模以上のエネルギーを使用している事業者

今回の法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位^{※1}（企業単位）でのエネルギー管理に規制体系が変わります。したがって、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500kℓ以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。

改正前の省エネルギー法の規制対象は、「事業場」であったのに対し、改正省エネ法では、「従来の事業所」に加え、「事業者」も規制対象となった。

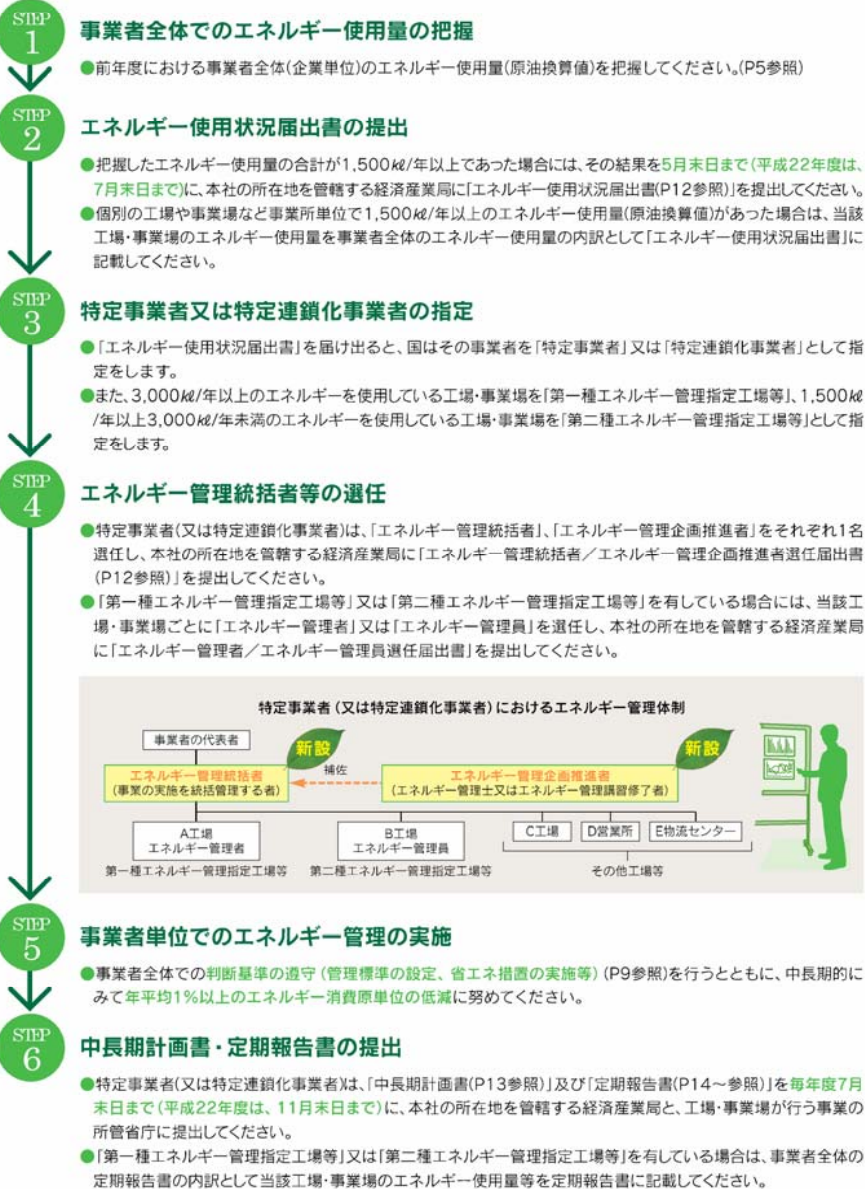


改正省エネ法では、
・間借りしている事務所
・事業所に付属する設備も含めて対象となります。

2 法定手続き等

(1) 法定手続きの概要

5. 事業者が行わなければならないことは？



1 事業者全体のエネルギー使用量の把握

- 県(知事部局)全体の対象施設の確定及びエネルギー使用量の把握。
- 知事部局においては、各部局ごとに集計を実施。

4 エネルギー管理統括者等の選任

- 県(知事部局)においては、省エネ推進本部等の組織設置を検討中。
- エネルギー管理統括者については、法では「事業の実施を統括管理する者」である。(役員クラスを想定)

5 事業者単位でのエネルギー管理の実施

- 「エネルギー管理」とは、具体的には
- 判断基準の遵守(後述)
- 年平均1パーセント以上のエネルギー消費原単位の改善(省エネ)である。

6 中長期計画書・定期報告書の提出

- 所管省庁に対し、毎年1回の定期報告の義務
- 県(知事部局)においては、省エネに係る諸調査の結果を踏まえ、中長期計画を策定する。

(2) 用語の解説等

エネルギー消費原単位の低減とは

$$\text{エネルギー消費原単位} = (A - B) / C$$

改正省エネ法は、エネルギーの使用を効率よく行うことが目的である。

A=エネルギー使用量

B=外販したエネルギー使用量

C=エネルギーの使用と密接な関係を持つ値

※ 一般的な施設では、B=なし。
また、工場等以外の通常の施設は、C=建物床面積である。

県庁舎の場合(H20年度実績)

$$A=2,252\text{kl}, B=0\text{kl}, C=78,624\text{m}^2$$

H20年度エネルギー消費原単位は、
 $2,252\text{kl} / 78,624\text{m}^2 = 0.02864$ (①)

床面積が同じ場合、次年度のエネルギー消費原単位は、 0.02835 (①×0.99)

平成21年度は、原油換算で約23klの省エネが必要となる。(2,252kl×0.01)

原油換算で23klとは

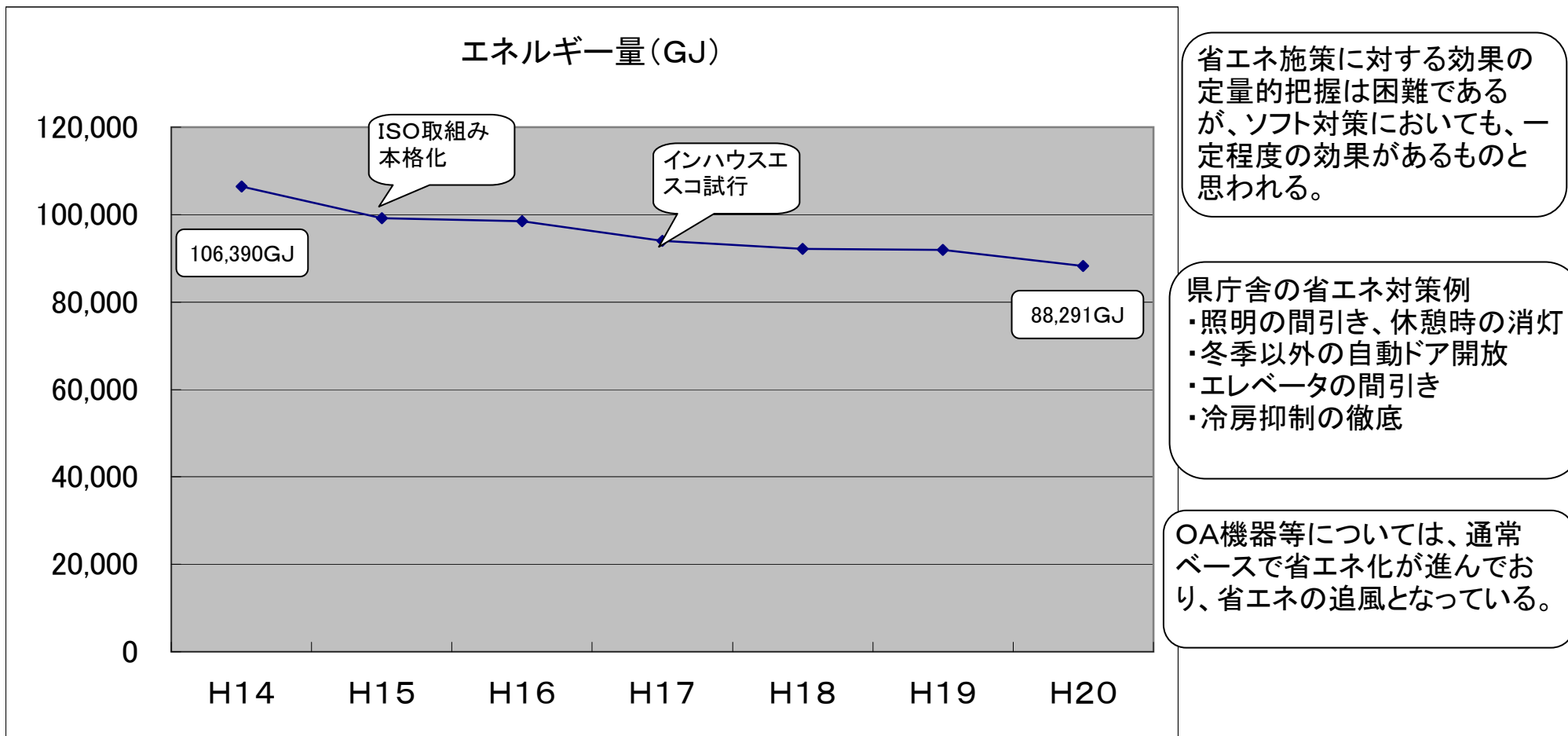
・電力換算 約 90,000 kwh
(県庁舎全体の約3日分に匹敵)

・重油換算 約 23,000 l
(県庁舎全体の冬季11月分に匹敵)

※県庁舎はコジェネを導入しているため、重油使用量は一般的な建物と比較して少ない。

3 県庁舎のエネルギー使用状況と省エネの取り組み

- ・省エネルギー型設備への改修等については、長期の準備と多額の費用が必要。
- ・当面は、エネルギー消費機器の運用等、ソフト対策に依拠せざるを得ない状況。
- ・県庁舎のエネルギー使用量を見ると、逡減傾向にある。



まとめ 各施設管理者の行う事務

(1) 各年度のエネルギー使用量の把握

平成21年度実績については、所管省庁に対し11月末日まで報告。
平成23年度に報告を行う平成22年度実績については、7月末日までの報告である。

(2) 「判断基準」に基づく「管理標準」の作成・整備

判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものです。

事業者は、この「判断基準」に基づき、省エネルギー分野ごとやエネルギー消費設備ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検の管理標準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

具体的には、知事部局においては、財産管理課が雛形を作成し、後日作成依頼予定。

(3) 年平均1パーセント以上の省エネ（エネルギー消費原単位の低減）

各施設で作成・整備する「管理標準」に基づき、年平均1パーセント以上のエネルギー消費原単位の低減（省エネ）を行わなければならない。